

初診・再診時「選定療養費」のお知らせ

「国民健康保険法等の一部を改正する法律」の定めにより、200床以上の地域医療支援病院である当院では、以下の条件に該当する場合、診療科ごとに選定療養費(自費)をご負担いただきます。

【初診時】

他の保険医療機関からの紹介状を持参せず直接来院した場合、初診時選定療養費をご負担いただきます。

医科 7,700円(税込) 歯科 5,500円(税込)

※請求点数より200点が控除されます。

「初診」として扱われる場合

- ・当院を初めて受診する方
- ・任意に診療を中断し、一定期間経過後に受診した方
- ・診療を受けていた疾患が治癒したあと、新たな疾患で受診する方
- ・初めての診療科を含む複数の診療科を受診する方

【再診時】

以前、他の保険医療機関を紹介したにも関わらず、紹介状なしに自ら希望して当院を受診する場合、または他の医療機関を紹介する申出をしたにも関わらず、当院を継続して受診する場合、再診時選定療養費をご負担いただきます。

医科 3,300円(税込) 歯科 2,090円(税込)

※請求点数より医科50点、歯科40点が控除されます。

※当院を継続受診中で、初めての診療科のみ受診する方も対象となる場合があります。

【選定療養費の対象外となる場合】

- ・救急車で来院するなど、緊急な診察を必要とした方
- ・公費負担医療制度の受給者の方 など

＜選定療養費とは＞

厚生労働省が「初期の治療は地域の200床未満の病院(かかりつけ医)で行い、高度・専門医療は特定機能病院や地域医療支援病院で行う」という医療機関の機能分化を推進する目的で義務化された制度です。高度・専門医療を担う病院を受診する場合は、かかりつけ医からの紹介状を持参することを原則としています。